

重要事項説明書

(居宅介護支援)

居宅介護・介護予防支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	(医) 桂名会
事業者の所在地	名古屋市名東区名東本通2丁目22番地の1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 木村 衛
電話番号	052-781-1119

2. ご利用の事業所

事業所の名称	名東総合ケアセンター
事業所の所在地	名古屋市名東区代万町一丁目49番地
管理者の氏名	服部 美妃
電話番号	052-702-8271
ファクシミリ番号	052-702-8274
指定事業所番号	2371500105

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への紹介を要する場合には、その施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
施設運営の方針	皆様の立場に立った在宅支援をお約束 皆様自身によるサービス選択の為の情報提供 総合的効果的な保健医療福祉サービスの提供 科学的介護情報システムの情報をケアマネジメントへ活用し、PDCA サイクルの推奨、質の向上に取り組む あくまでも利用者本位公正中立を誓います (当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり) 居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所は、複数の事業者を求める事が可能であり、当該事業者を位置付けた理由を求めることが可能です

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
管理者	1	1	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	3人以上	3人以上	3人以上	主任介護支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 看護師
事務員	1	1		

★介護支援専門員 利用者担当人数 介護給付者：45名 未満

(居宅支援費Ⅱを算定している場合 介護給付者：50名 未満)

★職員は保有資格を生かし、協力体制をとりながら業務に当たります。

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(午前8時45分～午後5時45分) 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(午前8時45分～午後5時45分) 常勤で勤務	4週8休
事務員	正規の勤務時間帯(午前8時45分～午後5時45分) 常勤で勤務	4週8休

6. 営業日

営業日	月曜～金曜ただし、祝祭日及び12月30日～1月3日までを除く
営業時間	午前9時00分～午後5時00分(月～金)

7. 事業の実施地域

実施地域	名古屋市名東区(神丘中学校区、牧の池中学校区、高針台中学校区、上社中学校区、藤森中学校区、猪高中学校区、猪子石中学校区) 千種区(東星中学校区) 日進市(香久山、岩崎台、梅森台) 地域によっては要相談
------	---

8. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	ご利用時間 午前9時00分～午後5時00分(月～金) ご利用方法 電話 <u>052-702-8271</u> 窓口担当者 服部美妃 面接場所 名東総合ケアセンター	
名東区福祉課	<u>052-778-3097</u>	午前9時00分～午後5時00分(月～金)
千種区福祉課	<u>052-753-1848</u>	午前9時00分～午後5時00分(月～金)
日進市長寿支援課 介護保険係	<u>0561-73-1495</u>	午前9時00分～午後5時00分(月～金)
名古屋市介護保険課	<u>052-959-3087</u>	午前9時00分～午後5時00分(月～金)
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護保険室	ご利用時間 午前9時～午後5時(月～金の平日) ご利用方法 直接相談及び電話相談 <u>052-971-4165</u> 名古屋市東区泉1-6-5(国保会館)	

私は重要事項説明書、サービス内容説明に基づいて、乙の職員
(職名 ケアマネージャー 氏名)
から重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族、成年後見人等)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

9. 高齢者虐待防止について

人権の擁護・ 虐待防止	研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます 虐待防止に関する責任者を設置する等、必要な体制の整備を行います
----------------	--

10. サービス利用にあたっての禁止事項について

ハラスメント対策	利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為 (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為 (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること
----------	--

11. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	-
評価機関の名称	-
評価結果の開示	-